

飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに  
公布する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第9号

飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則の一部を改正する規則

飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則(平成18年飯塚市規則第160号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業協同組合の<u>代表者</u></p> <p>(3) 農業諸団体の<u>代表者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 土地改良区の<u>代表者</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業協同組合の<u>役職員</u></p> <p>(3) 農業諸団体の<u>代表</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 土地改良区の<u>代表</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。